

東京都立園芸高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和 2 年 4 月 1 日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめとは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネット等を通じて行われるものを含む。）とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- (2) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権問題である。いじめは絶対に許されない行為であり、学校はいじめを絶対に許さない。いじめた者は責任を負わなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめが生徒の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守るとともに、生徒のいじめに関する理解を深め、生徒がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- (5) 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- (6) 本校は日頃の学習活動において「生命体」を扱う学校であることから、日頃の指導において生命や自然に対する畏敬の念を持てるように指導する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、「いじめ問題への基本的な考え方」に則り、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる問題として捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことを目的とする。

イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定に関すること
- いじめを早期に発見するため、生徒の観察、生徒状況を把握すること
- 生徒会等による主体的な取り組みの支援

○保護者・地域・関係機関との連携

ウ 会議

毎週1回、月曜日に開催する。(企画調整会議にその機能を持たせる。生徒状況を確認する時間を設定し、情報を共有する。)

エ 委員構成

委員構成は、校長、副校長、生活指導部主任、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者(スクールカウンセラー、教務主任、進路指導部主任、農場主任、各科主任等)とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、いじめの防止、早期発見及び早期対応を実効的に行うための支援を主な目的として設置する。

イ 所掌事項

○いじめ防止等の取り組み内容の検討と対策の推進

○いじめられる生徒といじめた生徒の理解と支援

○学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

○いじめ防止等に関する取り組み状況の検証・修正

ウ 会議

7月、12月、3月に会議を行い、生徒状況や学校の取り組み等について情報交換等を行う。(既存の学校運営連絡協議会にその機能を持たせる。)

エ 委員構成

委員構成は、校長、副校長、経営企画室長、各分掌主任、スクールカウンセラー、保護者代表、同窓会代表、地域代表、地域消防署係長、近隣中学校長、学校連携先代表、その他校長が必要と認める者とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行

イ いじめに関する校内研修を年2回実施し、教員の指導力・組織力の向上を図る。

ウ 7月に情報モラル教育を充実させるため、情報モラルに関わる内容のセーフティ教室を12月に、豊かな情操と道徳を培うため、「生命尊重」等を主題とした命の講話を実施する。

エ 生徒会等が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。

(2) 早期発見のための取組

ア 年3回「学校生活や友人関係に関するアンケート」を実施し、日常生活に潜む課題を見逃さないようにする。

イ 新入生に対しては、スクールカウンセラーによる全員面接を行い、一人一人の状況を把握するとともに、生徒がスクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

- ウ 各学期に個人面談を行い、生徒の状況を把握する。
- エ 定期的に生徒指導部を中心に朝、立ち番を行い生徒の様子を観察する。
- オ 長期欠席の生徒に連絡をとり、原因を確認する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを把握した場合は、「学校いじめ対策委員会」（企画調整会議）で情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒を守る体制を確立する。
- イ いじめの状況を詳細に把握し、いじめをやめさせ、その再発防止をするため、被害生徒・保護者に対する支援と加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。状況に応じてスクールカウンセラーとの連携の下、被害生徒と加害生徒の心のケアを行う。
- ウ いじめを受けた生徒が安心して学習できるよう、被害生徒に対して授業中や休み時間の見守りや声かけを行い、安全を確保するとともにいじめを加えた生徒を注意深く観察する。
- エ いじめに関係した生徒との面接を定期的に実施する。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害があると認められる場合やいじめにより学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合は、重大事態と判断し、東京都教育委員会及び警察等へ迅速に報告するとともに、学級、学年、または全校生徒等にアンケート調査を行うなどして実態を把握する。
- イ 必要に応じて当該生徒・保護者への情報の適切な提供を行う。
- ウ いじめを受けた生徒が安心して登校し、学習するために必要があると認められるときは、加害生徒に対し、一定期間出席停止や別室等において学習を行わせる処置を講じる。
- エ 必要に応じて、教育委員会、警察、児童相談所等との連携を図り、解決にあたる。

5 教職員研修計画

次のいじめ問題に関する資料等を用い、いじめ防止に関する教員対象の校内研修を年3回以上実施する。

- ア 人権教育プログラム
- イ ネット上のいじめに関する対応マニュアル
- ウ **STOP!**いじめ あなたは大丈夫？
- エ 正しく使おう！インターネット～ルールとマナー～
- オ キミとセカイをつなぐモノ

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会を活用し、啓発と連携を図る。また、生徒、保護者に、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について積極的な紹介を行う。

(2) 保護者会や PTA 行事などを通じて、教員と保護者、保護者同士が意思の疎通を十分に行い、生徒状況を的確に把握できる体制を構築する。また、保護者が相談しやすい環境づくりをする。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会等を通して、地域代表や関係機関等と密な関係をつくり、日常的な取り組みから連携を図る。

(2) 年度当初の学校運営連絡協議会等で、学校を取り巻く状況について理解していただき、いじめ問題発生に際しての支援要請を行う。

(3) スクールサポーターと連絡を取り合い、必要に応じて情報交換や意見交換をおこなう。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートにいじめに関する質問項目をつくり実施・集約し、分析して改善策を検討する。その結果を全職員で共有する。

(2) 学校運営連絡協議会でいじめに関する学校の取り組みについて御意見・御要望を頂くとともに、評価についても御意見を頂く。

(3) スクールサポーター等から指導・助言を受け、取り組みの改善を行う。